

平成 18 年 2 月 9 日

各 位

株 式 会 社 誠 建 設 工 業
代 表 取 締 役 社 長 小 島 一 誠
(コード番号：8995 大証二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 中 村 剛 司
電 話 番 号 072-234-8410

公募増資等の価格決定及びオーバーアロットメントによる売出しの株式数決定のお知らせ

当社株式の公募増資等の価格及びオーバーアロットメントによる売出しの株式数につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募増資等の価格 1株につき 金 180,000 円
2. 価格決定の理由等

公募増資等の価格の決定に当たりましては、160,000円以上180,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数の上限 4,100 株（募集株式数 2,100 株、引受人の買取引受による売出株式数 1,500 株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限 500 株）を十分に上回る状況であったこと
- ② 申告された需要件数が多数にわたっていたこと
- ③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、180,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は 165,600円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの株式数 500 株

以上

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

募集及び売出しの概要

- | | | |
|---------------------------|--|--------|
| (1) 発行新株式数及び売出株式数 | | |
| 発行新株式数 | 普通株式 | 2,100株 |
| 売出株式数 | 普通株式 | |
| | 引受人の買取引受による売出し | 1,500株 |
| | オーバーアロットメントによる売出し | 500株 |
| (2) 申込期間 | 平成18年 2月 10日 (金曜日) から
平成18年 2月 14日 (火曜日) まで | |
| (3) 払込期日 | 平成18年 2月 16日 (木曜日) | |
| (4) 受渡期日 | 平成18年 2月 17日 (金曜日) | |
| (5) 配当起算日 | 平成17年 10月 1日 (土曜日) | |
| (6) オーバーアロットメントによる売出しについて | | |

上記に記載の一般募集および引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式 2,100 株の募集および引受人の買取引受による 1,500 株の売出しを行います。その需要状況を勘案した結果、当該引受人の買取引受による売出しとは別に日興シティグループ証券株式会社が当社株主である小島俊雄より借り入れる普通株式 500 株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社は普通株式 2,100 株の新規発行の決議とは別に平成 18 年 1 月 18 日開催の取締役会において、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式 500 株の新規発行（本第三者割当増資）を決議しております。併せて、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（グリーンシュエアプション）を平成 18 年 3 月 16 日行使期限として付与しております。

また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である小島俊雄より借り入れる株式の返還を目的として、上場予定日（平成 18 年 2 月 17 日）から平成 18 年 3 月 16 日までの間（シンジケートカバー取引期間）、上限株数の範囲内で、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。日興シティグループ証券株式会社は、シンジケートカバー取引が行われた場合、オーバーアロットメントによる売出しが行われた株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。従って、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する又は発行が全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(7) その他

引受人は、当社の従業員持株会に対して募集株式数 2,100 株のうち 27 株を販売いたします。

以上

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。